

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子・父子家庭医療費助成事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柴田町は、母子・父子家庭医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県 柴田町長

公表日

平成30年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子・父子家庭医療費助成事務
②事務の概要	<p>柴田町は、母子・父子家庭の医療費に係る経済的負担を軽減し、適切な受診機会を確保することにより児童の健全育成と福祉の増進をはかるため、柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例に基づき、柴田町に居住地を有する母子・父子家庭世帯の医療費の一部を助成している。法令等に基づき申請、届出の受理、審査及び確認に関する事務を適切に遂行するため、特定個人情報ファイルを次の業務に使用する。</p> <p>①受給資格登録申請の受理及び審査に係る業務 ②受給資格更新申請の受理及び審査に係る業務 ③受給資格変更・喪失届出の受理及び確認に係る業務 ④医療費助成申請の請求、審査及び確認に係る業務 ⑤受給者への認定その他支給に関する処分についての通知に係る業務</p> <p>番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p>
③システムの名称	・住民情報システム(福祉医療システム、宛名管理システム) ・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) :なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭課
②所属長	水戸 浩幸
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	長谷川 敏	平間 清志	事後	
平成27年8月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名 称	・住民情報システム(福祉医療システム、宛名 管理システム)・中間サーバー	・住民情報システム(福祉医療システム、宛名 管理システム)・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー		
平成27年12月10日	3.個人番号の利用(法令上の 根拠)	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する条例案	柴田町行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する条例	事後	H27.12.10当該条例議決
平成28年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	平間 清志	鈴木 俊昭	事後	
平成28年7月28日	4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :番号法第19条第14号及び委員会規則の当該 条項 (別表第二における情報提供の根拠) :なし	(別表第二における情報照会の根拠) :番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) :なし	事後	
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	鈴木 俊昭	水戸 浩幸	事前	